## 地域産業保健センター　一覧

| センター名 | 所在地 | 電話<br>ファックス | 担当地域 |
|---|---|---|---|
| 千葉市 | 261-0001<br>千葉市美浜区幸町1-2-2<br>桑田ビル4F（R7.2.17～） | 043-242-1220<br>043-242-1352 | 千葉市 |
| 船橋 | 273-0864<br>船橋市北本町1-16-55<br>船橋市保健福祉センター2F | 047-424-9322<br>047-424-9310 | 船橋市、市川市、<br>習志野市、八千代市、<br>鎌ヶ谷市、浦安市 |
| 東葛北部 | 277-0852<br>柏市旭町1-4-18<br>後藤ビル2F<br>読売新聞 千葉北部読売会内 | 080-9370-2053<br>tokatusanpo<br>@chibas.johas.go.jp | 柏市、松戸市、野田市、<br>流山市、我孫子市 |
| 銚子海匝 | 288-0063<br>銚子市清水町3177-1<br>銚子市医師会内 | 0479-22-5603<br>0479-22-5603 | 銚子市、匝瑳市、旭市 |
| 安房 | 294-0045<br>館山市北条2578-27 | 0470-29-5650<br>0470-29-5651 | 館山市、鴨川市、<br>南房総市、鋸南町 |
| 君津木更津 | 292-0832<br>木更津市新田3-4-30<br>君津木更津医師会内 | 0438-22-6206<br>0438-22-6206 | 木更津市、君津市、<br>富津市、袖ヶ浦市 |
| 市原市 | 290-0050<br>市原市更級5-1-48<br>市原市医師会内 | 0436-24-5599<br>0436-23-3080 | 市原市 |
| 印旛香取 | 286-0036<br>成田市加良部3-17-2<br>印旛市郡医師会内 | 0476-27-0331<br>0476-27-0331 | 成田市、佐倉市、富里市<br>印西市、印旛郡、白井市<br>四街道市、八街市、<br>香取市、香取郡 |
| 山武長生夷隅 | 283-0068<br>東金市東岩崎5-12<br>山武郡市医師会内 | 0475-55-4136<br>0475-55-4136 | 東金市、山武市、山武郡<br>茂原市、大網白里市、<br>長生郡、勝浦市、いすみ市<br>夷隅郡 |

**◆スタッフは常勤ではない為、電話がつながらない場合があります。**
**その場合は、下記「千葉産業保健総合支援センター」へご連絡ください。**
**◆ご利用申込書はHPからダウンロードできます。**


独立行政法人労働者健康安全機構
**千葉産業保健総合支援センター**

〒260-0013
千葉県千葉市中央区中央3-3-8
日進センタービル8階
TEL:043-202-3639
FAX:043-202-3638
e-mail:info@chibas.johas.go.jp
URL:https://www.chibas.johas.go.jp


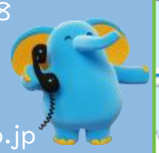

【 開所時間 】
平日　8時30分～17時15分
土日祝を除く
※窓口相談は予約制となっております

●交通機関　JR千葉駅から徒歩約15分
京成千葉中央駅から徒歩約5分

【表紙写真】野島埼灯台（左上） 佐倉風車とヒマワリ（右上） 大賀はす（左下） 海ほたる（右下）

2025.2

独立行政法人労働者健康安全機構
# 千葉産業保健総合支援センター（千葉さんぽ）
# 地域産業保健センター（ちさんぽ）

## ～事業案内～

千葉産業保健総合支援センターでは、働く人々の健康を確保するため、事業場で産業保健活動に取組む事業主、労務・安全衛生担当者、衛生管理者・（安全）衛生推進者、産業医、保健師・看護師などの方々に対して、産業保健・衛生管理研修会や専門的相談等を通じて支援を行っています。
また、地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象として、産業保健サービスを提供しています。

健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談などを一元的に受け付け、ワンストップサービスで企業内での産業保健活動への総合的な支援を実施しています。

皆さまのご利用をお待ちしております。

（公式キャラクター）

**独立行政法人労働者健康安全機構**

## 千葉産業保健総合支援センター（千葉さんぽ）
## ～業務案内～

事業場の規模を問わず、産業保健活動に携わる事業主、労務・安全衛生担当者、産業医、保健師、看護師などの方々を対象に以下の支援を「無料」で行っています。

### 専門的研修セミナー

**産業医、医療関係者、大学教授、弁護士など有識者が講師で行います。**

◎事業主、労務、安全衛生担当者、産業医、保健師、看護師などを対象に様々なテーマで研修（セミナー） を実施しています。
◎オンラインでのセミナーも多数実施しています。
＊ご参加申込はホームページでご確認下さい。

### メンタルヘルス対策

**メンタルヘルス対策の専門スタッフが支援を行います**

◎中小規模事業場に赴き、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援。
◎管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

### 治療と仕事の両立支援

**「治療と仕事の両立支援」の専門スタッフが支援を行います**

◎事業場に赴き、制度導入の支援
◎管理監督者や社員を対象とした意識啓発教育
◎労使が仕事と治療の両立に取組むための調整支援
◎事業者や人事労務担当者からの両立支援に関する相談

### 専門的相談

**産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令に豊富な知識を有する医師や保健師等の相談員が対応します。**

◎産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等で解決方法を助言しています。
◎事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。

## 地域産業保健センター（ちさんぽ）
## ～業務案内～

労働者50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やその労働者を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

### 健康診断結果についての医師意見聴取

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業者が医師から意見を聴くことができます。
＊労働安全衛生法第66条の4関係

### 長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行います。
＊労働安全衛生法第66条の8～10関係

### 労働者の健康管理に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関連項目に異常の所見があった労働者に対して、医師や保健師が日常生活面での保健指導を行います。
メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して医師又は保健師が相談・指導を行います。
（医学的診断を行うものではありません。）
＊労働安全衛生法第66条の7関係含む

### 産業保健に関する個別訪問支援

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ助言などの支援を行います。

提供するサービスは「無料」です。